

第九十八回国 参議院 社会労働委員会 會議録第六号

昭和五十八年三月三十一日(木曜日)
午前十一時三分開会

委員の異動

三月二十四日

辞任 関口 恵造君

補欠選任 衛藤征士郎君

三月二十五日

辞任 大城 眞順君

補欠選任 遠藤 政夫君

三月二十九日

辞任 和田 静夫君

補欠選任 山田 謙君

三月三十日

辞任 関口 恵造君

補欠選任 玉置 和郎君

三月三十一日

辞任 小笠原貞子君

補欠選任 関口 恵造君

三月三十一日

辞任 玉置 和郎君

補欠選任 関口 恵造君

出席者は左のとおり。

委員長 目黒今朝次郎君

理事 田中 正巳君

渡部 通子君

委員 石本 茂君

大坪健一郎君

佐々木 満君

斎藤 十朗君

関口 恵造君

委員以外の議員

発議者 田中寿美子君

國務大臣

労働大臣 大野 明君

政府委員

防衛施設庁事務局長 木梨 一雄君

労働大臣官房長 加藤 孝君

労働省職業安定局長 谷口 隆志君

事務局側

常任委員会専門員 今藤 省三君

本日の會議に付した案件

○特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(対馬孝且君外二名発議)

○育児休業法案(本岡昭次君外二名発議)

○委員長(目黒今朝次郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案及び駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業

離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、両案について、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。大野労働大臣。

○國務大臣(大野明君) ただいま議題となりまして特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

わが国におきましては、内外の厳しい経済情勢を反映して、雇用失業情勢にも厳しいものがあります。とりわけ、二度にわたる石油危機を背景とした原材料、エネルギーコストの上昇、発展途上国の追い上げ等最近における経済的事情の変化に伴って、アルミニウム製錬業等の素材産業を中心として構造不況に陥っている業種が少なくありません。これらの構造不況業種におきましては、当該業種の労働者はもちろんのこと、関連下請企業の労働者やこれらの業種が集積している地域全体の雇用失業情勢に深刻な影響を与えているところであり、これら関係労働者の失業の予防を中心とした雇用の安定のための施策を積極的に進めていくことが緊急の課題となっております。

政府といたしましては、このような課題に適切に対処していくため、本年六月三十日に有効期限等が到来する特定不況業種離職者臨時措置法及び特定不況地域離職者臨時措置法を統合整備し、これら関係労働者の雇用の安定のための施策を一層推進することとし、そのための案を関係審議会に諮問して、その答申に基づきこの法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律で対象とする特定不況業種とは、従来国の施策により事業規模の縮小等が行われる業種に限定されていた点を改め、内外の経済

的事情の著しい変化により、その製品や役務の供給能力が過剰となっており、その状態が長期にわたって継続することが見込まれるため、事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用量が相当程度に減少しており、または減少するおそれがある業種を言うこととしており、また、特定不況地域とは、特定不況業種に属する事業所が相当程度集積しており、これらの事業所の事業規模の縮小等に伴い雇用情勢が悪化し、または悪化するおそれのある地域を言うこととしております。

なお、特定不況業種及び特定不況地域の指定は、期間を付して行うこととしております。

第二に、従来特定不況業種について職業紹介等に関する計画を作成することとしていた点を改め、特に必要があると認められる特定不況業種または特定不況地域について、失業の予防、再就職の促進のための措置の推進に資するため、新たに雇用の安定に関する計画を作成することとしております。

第三に、特定不況地域の雇用情勢の一層の悪化を防止するために必要があるときは、相当数の離職者を発生させることとなる事業規模の縮小等を行おうとする特定不況業種事業主に対して、労働大臣が雇用の安定のための措置を講ずることを要請することができることとしております。

第四に、失業の予防、雇用機会の増大等を図るため、離職予定者に対する教育訓練の実施その他雇用の安定に必要な措置を講ずる事業主に対して、雇用保険法に基づく雇用安定事業または雇用改善事業として必要な助成及び援助を行うこととしております。

第五に、関連下請中小企業につきましては、親事業所に先行して雇用調整が実施されるという実態にかんがみ、特定不況業種として指定される前の一定期間内に離職した者に対しても求職手帳を

発給し、この法律に基づく援護措置を講じることとしております。

以上のほか、現行の離職者二法に基づいて講じてきた特定不況業種事業主による再就職援助等計画の作成及びその公共職業安定所長による認定、特定不況業種離職者に対する求職手帳の発給、就職指導の実施及び職業転換給付金の支給、四十歳以上の手帳所持者及び特定不況地域離職者に対する雇用保険の個別延長給付の特例的な支給等の施策は、継続して実施することとしております。

なお、この法律は、本年七月一日から施行し、五年後の昭和六十六年六月三十日まで廃止することとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

駐留軍関係離職者及び漁業離職者につきましては、それぞれ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づき、特別な就職指導の実施、職業転換給付金の支給等各般の施策を講ずることにより、その再就職の促進と生活の安定に努めてきたところでありますが、これら二法は、前者が本年五月十六日限りで、また、後者が本年六月三十日限りで失効することとなっております。

しかしながら、駐留軍関係離職者及び漁業離職者につきましては、今後においても、国際情勢の変化に伴い、なおその発生が予想されますので、政府といたしましては、現行の駐留軍関係離職者対策及び漁業離職者対策を今後とも引き続き実施する必要があると考え、そのための案を中央職業安定審議会にお諮りして、その答申に基づきこの法律案を作成し、提案した次第であります。

次にその内容を御説明申し上げます。

第一に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を五年延長し、昭和六十三年五月十六日までとすることであり、

第二に、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を五年延長し、昭和六十三年六月三十日までとすることであり、

以上、この法律案の提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（目黒今朝次郎君） 両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長（目黒今朝次郎君） この際、労働大臣が予算委員会から出席を要求されておりますので、退席することを許可したいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（目黒今朝次郎君） 御異議ないと認めまして、大臣どうぞ。

○委員長（目黒今朝次郎君） 次に、雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案を議題といたします。

発議者田中寿美子君から趣旨説明を聴取いたします。田中寿美子君。

○委員以外の議員（田中寿美子君） ただいま議題となりました雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

個人の尊厳と男女の平等は、国連憲章、世界人権宣言にうたわれております人類普遍の原理であります。わが国の憲法におきましても、すべて国民は個人として尊重され、法のもとに平等であつて、性別によつて政治的、経済的または社会的関係において差別されることがない旨を明定しております。

また、一九七九年六月にわが国が批准しました国際人権規約におきましても、A規約及びB規約の双方において、経済的、社会的、文化的、政治的及び市民的権利において男女の平等を保障すべきである旨を規定しております。さらにまた、同年十二月に第三十四回国連総会におきまして、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を採択しました。

しかるに、わが国における法制は、雇用の分野を含めて実際に男女の平等を確保する上でいまだ不十分であることは否めません。アメリカでは一九七二年に雇用機会平等法を、イギリスでは一九七五年に性別差別禁止法を、スウェーデンでは一九七九年に男女雇用平等法を制定しました。また、その他欧米諸国を初め多くの国でも、雇用の分野における女性の地位の平等化を目指して、各種の法律や制度を設けて国が積極的に対応しております。

一九七五年の国際婦人年世界会議で採択された世界行動計画及びメキシコ宣言並びに同年のILO総会で採択された行動計画は、いずれも女子の労働における平等の権利を確認し、かつ、強調しております。さらにILOの行動計画は、雇用における男女の機会及び待遇の均等を促進するため、国の制度として女子の参加を含む三者構成の機関を設立すべきことを勧告しております。

一九八〇年開催の国連婦人の十年中間世界会議においては、わが国を含め七十五カ国が婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に署名をしております。そしてこの条約は、一九八一年九月に発効し、現在では、批准、加入国は、すでに四十五カ国に及んでおります。わが国も批准を急ぐよう各方面から要望されております。

ところで、わが国における女子労働者の地位が憲法の趣意に照らしまだ満足すべき状況になく、国際水準に照らしても改善すべき点が多くあります。近年わが国の女子雇用者の数が、ますます増加の一途をたどり全雇用者の三分の一を占め、日本経済にとつて欠くことのできない労働力

となりつつあるにもかかわらず、雇用に関する不平等はむしろ増大しつつあります。

こうした実情に効果的に対処し、かつ、また前述のように女子の労働における地位の平等化を目指して活発な努力を示している国際的動向にも対応するため、国は当面の優先的政策課題として、雇用の分野における女子の差別的取り扱いを禁止するとともに、その差別的取り扱いからの救済制度を設けることにより、女子労働者の地位の平等化の促進を図る施策を推進していくべきものと考えます。

われわれはここに雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案を提案し、上述の政策課題に対応すべく、われわれの態度を明らかにすべきであるとの結論に達しました。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律案の骨子は、使用者等が女子を差別的に取り扱うことを法律上禁止する旨を明定すること、女子をそうした差別的取り扱いから救済するための制度を設けることの二点であります。なお、ここで重要でありますことは、この救済制度は、労働基準法において予定されておりますような官憲的保護により労働条件の適正化を図つていくこととするのと異なり、雇用における男女の平等は、女子労働者及び使用者双方のたゆみない自主的な努力によつて実現されていくべきことを期待しつつ、それを補う支柱として、女子から申し立てがあった場合には、迅速かつ適正な手続により救済をしていくこととするものであることであります。

第二に、差別的取り扱いの禁止については、まず労働条件等について、「使用者は、労働者が女子であることを理由として、募集若しくは採用又は賃金、昇進、定年、退職その他の労働条件について、男子と差別してはならない」と規定し、その他職業紹介、職業訓練等についての差別的取り扱いをも禁止する旨を定めております。具体的にどのような行為が差別的取り扱いであるかを判断し

ていく上に必要な指針は、別に中央雇用平等委員会が定める準則において漸次展開されていくことが予定されております。

第三に、救済機関であります雇用平等委員会は、中央に国家行政組織法第三条の委員会として中央雇用平等委員会を、都道府県に地方雇用平等委員会を設置し、それぞれの雇用平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の三者構成とし、各側委員の二分の一以上は女子でなければならぬこととし、さらに中央雇用平等委員会の公益委員の任命につきましては、両議院の同意を得なければならぬこととしております。現行の労働委員会に類似した組織であります。二分の一以上の女子委員を含まなければならないとしている点が大きな特徴であります。

第四に、差別的取り扱いからの救済手続は、次のとおりであります。

原則として二審制を採用し、初審は地方雇用平等委員会が、再審査は中央雇用平等委員会が行うこととしております。手続は、女子労働者から管轄地方雇用平等委員会に救済の申し立てがあったときに開始いたします。以後当事者双方の意見を聞いた上、相当と認めるときは、被申立人に對し、申立人を差別的取り扱いから救済するため適当な措置を勧告することができるとし、当該勧告の内容に相当する合意が当事者間に成立したときは申し立ては取り下げられたものとみなし、迅速な解決を図ることとしております。

それに至らない場合には、当事者の立ち会ひのもとに審問を行い、証拠調べ、事実の調査を経て、申し立てに理由があるものと認められるときは、当該地方雇用平等委員会は、その裁量により原職復帰、バックペイの支払い等女子労働者を差別的取り扱いから救済するために必要な措置を決定し、命ずることとしております。この地方雇用平等委員会の決定に不服がある当事者は、さらに中央雇用平等委員会へ再審査の申し立てができることとしており、また前述の勧告は、中央雇用平等委員会も行うことができることとしております。

なお、初審及び再審査いずれの手続におきましても、使用者委員、労働者委員は審問に参与できることとしております。また救済の申し立ての相手方当事者が職業安定機関であります場合には、決定にかえて勧告をすることとしてしております。

第五に、取り消しの訴えとの関係についてであります。地方雇用平等委員会の決定に対しては出訴を認めず、ただ中央雇用平等委員会の決定に対してのみ東京高等裁判所へ取り消しの訴えを提起できることとしていたしました。女子労働者の差別的取り扱いからの救済の制度としては、使用者委員、労働者委員双方の参与のもと審問手続が予定されている行政委員会方式が合理的であるとの判断から、こうした雇用平等委員会による救済の制度を設けました以上は、地方雇用平等委員会の決定に對し直ちに出訴の道を開くのは妥当でなく、中央雇用平等委員会による再審査を経由させるべきであるとの趣意に出るものにはなりません。

このほか、中央雇用平等委員会の重要な権限の一つとして、雇用における男女の平等取扱いの促進に關し講ずべき施策につき労働大臣に建議ができることとしております。また、中央雇用平等委員会による国会への事務処理状況の報告、地方雇用平等委員会による苦情相談に関する事務処理の取扱い、啓発宣伝活動、不利益取扱いの禁止等に関する規定を整備いたしております。

なお、この法律の規定は、国及び地方公共団体の公務員であります女子職員につきましても適用があり、その差別的取扱いに關ししても、雇用平等委員会の決定により原職復帰等の救済が与えられることとしております。最後に、救済手続の実効性を確保するため罰則を設けております。以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同ください。

さいますようお願い申し上げます。
○委員長(自黒今朝次郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(自黒今朝次郎君) 次に、育児休業法案を議題といたします。

発議者本岡昭次君から趣旨説明を聴取いたします。本岡昭次君。
○本岡昭次君 ただいま議題となりました育児休業法案につきまして、日本社会党を代表いたしまして、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

わが国における人口の高齢化は急速に進んでおり、出生率の低下と相まって、来るべき社会の担い手となる児童の健全育成が一層重要な問題となっております。

また、近年、婦人の職場進出は目覚ましく、昭和五十七年には、雇用されて働く婦人の数は、千四百八十八万人に達し、そのうち有配偶者が約三分の二を占めるに至っており、今後も乳幼児を持つながら働く婦人の増加が見込まれております。

しかし、働く婦人の職場環境を見ますと、出産後も勤務する意志を持ちながら、育児のために職場を離れなければならない例が多く見られ、一度離職すると再就職がむずかしく、また、不利な労働条件を余儀なくされる場合が多い実態にあります。この職業と家庭生活との調和の問題に對処するためには、保育施設の整備充実とあわせて育児休業制度の普及が不可欠となっております。

現在、わが国では、公務員である女子教員、看護婦、保育等については育児休業が制度化され、対象範囲が限られておりますが、地方公務員について、その利用状況を見ますと、対象者に対する利用率は昭和五十四年度で四〇・九％となっております。

また、勤労婦人福祉法は、勤労婦人の育児休業の実施について事業主の努力義務を規定しております。しかし、昭和五十三年で三十人以上規模の事業所で育児休業を実施している事業所はわずか

に六・六％にすぎません。

一方、ヨーロッパ諸国では、多数の国において育児休業制度が立法化され、働く婦人の人権と母子福祉、育児について手厚い配慮がなされております。

一九八〇年にわが国が署名した国連の婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、「子の養育には男女間の及び社会全体の責任の分担が必要であることを認識」と述べております。

また、ILOも、一九八一年に男女労働者特に家族の責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に關する条約及び勧告を採択しており、その勧告では「両親のうちのいずれかは、出産休暇の直後の期間内に、雇用を放棄することなく、かつ、雇用から生ずる権利を保護された上、休暇(育児休業)をとることができなければならない」とうた

っておりますが、現在、これらの理念が世界共通の認識となるに至っております。

かかる実情を見るとき、わが国においても、すべての労働者を対象とする所得保障を伴う育児休業制度を早急に確立する必要があると見ます。これが、ここに育児休業法案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律は、子を養育する労働者に育児休業を保障することにより、労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進を図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的としております。

第二に、使用者は、父または母である労働者がその一歳に満たない子を養育するための休業を請求したときは、その請求を拒んではならないものとしております。ただし、共働きである父母の一方が育児休業をするとき、または一方が家事専従でその子を養育できるときは、重ねて他方が育児休業をすることを拒むことができることとしております。

第三に、これが、最低の労働基準として遵守されるための必要な規定を設け、また、育児休業を理由とする不利益取り扱いの禁止を規定しております。

第四に、育児休業期間中の給付については、別に法律で定めるところにより、賃金の額の六割に相当する額の給付を行うこととしております。

なお、この法律は、公務員を含めた全労働者に適用されますが、公務員関係規定の整備等は、別に法律で定めることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(対馬孝且君外二名発議)

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 男女の差別の禁止(第三条―第五条)

第三章 雇用平等委員会

第一節 中央雇用平等委員会(第六条―第十八条)

第二節 地方雇用平等委員会(第十九条―第二十四条)

第四章 救済手続

第一節 通則(第二十五条―第二十九条)

第二節 初審の手続(第三十条―第三十九条)

第三節 再審査の手続(第四十条―第四十三条)

第四節 全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続(第四十四条)

第五章 訴訟(第四十五条―第四十七条)

第六章 補則(第四十八条―第五十六条)

第七章 罰則(第五十七条―第六十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働者の募集及び採用、賃金、昇進、定年、退職その他の労働条件、職業紹介、職業訓練等について、使用者等が女子を差別的に取り扱うことを禁止するとともに、その差別的な取扱いによる権利又は利益の侵害から女子を迅速かつ適正な手続により救済するため必要な措置を講ずることにより、雇用における男女の平等取扱いの促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 差別的取扱い 次条、第四条又は第五条の規定に違反して女子を差別する行為をいう。

二 公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立て 第四条の規定に違反して行われた差別的取扱いからの救済の申立てであつてその申立ての相手方当事者が国又は地方公共団体の機関であるものをいう。

三 雇用平等委員会 第六条の中央雇用平等委員会又は第十九条の地方雇用平等委員会をいう。

四 使用者委員 雇用平等委員会の委員のうち、使用者を代表する委員をいう。

五 労働者委員 雇用平等委員会の委員のうち、労働者を代表する委員をいう。

六 公益委員 雇用平等委員会の委員のうち、公益を代表する委員をいう。

第二章 男女の差別の禁止

(労働条件等についての差別の禁止)

第三条 使用者は、労働者が女子であることを理由として、募集若しくは採用又は賃金、昇進、定年、退職その他の労働条件について、男子と差別してはならない。

(職業紹介等についての差別の禁止)

第四条 公共職業安定所(職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。)及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行う者は、同法に規定する職業紹介又は職業指導について、女子であることを理由として、男子と差別してはならない。

(職業訓練についての差別の禁止)

第五条 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第八条に規定する職業訓練を行うものは、その行う職業訓練について、女子であることを理由として、男子と差別してはならない。

第三章 雇用平等委員会

第一節 中央雇用平等委員会

(設置)

第六条 労働省の外局として、中央雇用平等委員会(以下「中央平等委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第七条 中央平等委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 第四章の定めるところにより、再審査の申立てがあつた事件について、審査の上、命令又は勧告をし、及び差別的取扱いからの救済の申立てがあつた事件で全国的に重要な問題に係るものについて、審査の上、命令又は勧告等を行うこと。

二 雇用における男女の平等取扱いの促進に関する重要事項について調査審議し、当該事項に関し講ずべき施策について労働大臣に建議すること。

三 雇用における男女の平等取扱いを促進するための啓発及び宣伝を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律に基

づき中央平等委員会に属せられた事務を行うこと。

(建議の尊重)

第八条 労働大臣は、前条第二号の建議があつたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第九条 中央平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各六人をもつて組織する。

2 使用者委員、労働者委員及び公益委員のうち各三人以上の委員は、女子でなければならない。

3 中央平等委員会に委員長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。

4 委員長は、会務を総理し、中央平等委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員により選挙された委員が、その職務を代理する。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内の委員は、常勤とすることができる。

(委員の任命)

第十条 使用者委員は使用者団体により推薦された者のうちから、労働者委員は労働組合により推薦された者のうちから、公益委員は使用者委員及び労働者委員の意見を聴いた上、人格識見高く、雇用における男女の平等取扱いの促進に熱意がある者のうちから両議院の同意を得て、労働大臣が任命する。

2 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、労働大臣は、前項の規定にかかわらず、使用者委員及び労働者委員の意見を聴いた上、同項に定める資格を有する者のうちから、公益委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が

得られないときは、労働大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

(欠格事由)

第十一條 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(任期等)

第十二條 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、その委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(失職及び罷免)

第十三條 委員が第十一條各号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。

- 2 中央平等委員会により、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたときは、労働大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(服務)

第十四條 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は、在任中、国会若しくは地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長となつてはならない。

- 3 公益委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

- 4 常勤の公益委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

(會議)

第十五條 中央平等委員会は、委員長が招集する。

- 2 中央平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び委員長を含む公益委員各二人以上が出席しなければ、會議を開き、議決をすることができない。

- 3 中央平等委員会の議事は、出席委員（委員長を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 中央平等委員会が第十三條第二項の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

- 5 委員長に事故がある場合の第二項及び第三項の規定の適用については、第九條第五項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

(規則制定権)

第十六條 中央平等委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、雇用平等委員会が行うこの法律に規定する救済手続その他の事務処理に關し必要な事項について中央雇用平等委員会規則（以下「規則」という。）を定めることができる。

(差別的取扱ひについての準則)

第十七條 中央平等委員会は、差別的取扱ひであるかどうかを判断するについて必要な一般の準則を定めることができる。

(事務局)

第十八條 中央平等委員会の事務を処理させるため、中央平等委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局次長一人その他の職員を置く。

- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

- 4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

第二節 地方雇用平等委員会

(設置)

第十九條 都道府県に地方雇用平等委員会（以下「地方平等委員会」という。）を置く。

第二十條 地方平等委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 第四章の定めるところにより、差別的取扱ひからの救済の申立てがあつた事件について、審査上、命令又は勧告等を行うこと。

- 二 雇用における男女の差別的な取扱ひに係る女子の苦情についての相談に關する事務を行うこと。

- 三 雇用における男女の平等取扱ひの促進に關する重要事項について調査審議し、当該事項に關し中央平等委員会に意見を申し出ること。

- 四 雇用における男女の平等取扱ひを促進するための啓発及び宣伝を行うこと。

- 五 前各号に掲げるもののほか、この法律に基づき地方平等委員会に屬させられた事務を行うこと。

(組織)

第二十一條 地方平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各六人、八人、十人又は十二人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。

- 2 使用者委員、労働者委員及び公益委員のうち各二分の一以上の委員は、女子でなければならない。

- 3 地方平等委員会に委員長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。

- 4 委員長は、会務を總理し、地方平等委員会を代表する。

- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員により選挙された委員が、その職務を代理する。

- 6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員の定数が六人又は八人の地方平等委員会にあつてはそのうち二人以内の委員、公益委員の定数が十人の地方平等委員会にあつてはそのうち三人以内の委員、公益委員の定数が十二人の地方平等委員会にあつてはそのうち四人以内の委員は、常勤とすることができる。

(委員の任命)

第二十二條 使用者委員は使用者団体により推薦された者のうちから、労働者委員は労働組合により推薦された者のうちから、公益委員は使用者委員及び労働者委員の意見を聴いた上、人格顯見高く、雇用における男女の平等取扱ひの促進に熱意がある者のうちから、都道府県知事が任命する。

(準用規定)

第二十三條 第十一條から第十五條まで（第十四條第四項を除く。）の規定は、地方平等委員会及びその委員について準用する。

- 2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとす。

第十三條第二項		第十四條第三項		第十五條第二項	
中央平等委員会により認められた		公益委員		各二人以上	
労働大臣は、その委員を罷免しなければならない。		非常勤の委員		の定数のそれぞれ三分の一以上の委員	
地方平等委員会の同意を得て、その委員を罷免することができる。		非常勤の委員		の定数のそれぞれ三分の一以上の委員	
都道府県知事は認める		非常勤の委員		の定数のそれぞれ三分の一以上の委員	
都道府県知事は認める		非常勤の委員		の定数のそれぞれ三分の一以上の委員	

(事務局)

- 第二十四条 地方平等委員会の事務を処理させるため、地方平等委員会に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長、事務局次長一人その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
- 4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。
- 5 第二項の職員は、地方平等委員会が任命する。

第四章 救済手続

第一節 通則

(管轄)

- 第二十五条 地方平等委員会は、当事者のいずれか一方の住所若しくは居所若しくは主たる事務所の所在地がその管轄区域内にある場合におけるその当事者に係る差別的取扱いからの救済の申立てについての事件又は差別的取扱いが行われた地がその管轄区域内にある場合におけるその差別的取扱いからの救済の申立てについての事件の処理について管轄する。
- 2 中央平等委員会は、規則の定めるところにより、差別的取扱いからの救済の申立てがあつた事件で、全国的に重要な問題を含むものと認める事件については、地方平等委員会の決定又は第三十九条の勧告等の措置が行われる前に限り、自らその事件を取り扱うことができる。

(合議体)

- 第二十六条 雇用平等委員会による差別的取扱いからの救済の申立てに係る事件の処理は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で行う。
- 2 前項の合議体は、公益委員の定数の半数以上の委員長を含む公益委員が出席しなければ、同項の事件を取り扱うことができない。
- 3 第一項の合議体は、必要があると認めるときは、公益委員のうちから一人以上の委員を指定して、手続の一部(決定、勧告並びに第三十九条第三項及び第四項の通知を除く)を行わせることができる。

ことができる。

- 4 第十五条第五項の規定は、第二項の合議体の定足数について準用する。

(合議)

- 第二十七条 前条第一項の合議体の決定その他の判断は、合議によらなければならない。
- 2 前項の合議は、出席公益委員(委員長を含む)の過半数の意見により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 第一項の合議は、公開しない。
- 4 前条第一項の合議体は、第一項の合議(決定、勧告並びに第三十九条第三項及び第四項の通知をする場合における合議に限る)に先立つて、審問の準備又は審問に参与した使用者委員及び労働者委員の出席を求め、その意見を聴かなければならない。ただし、出席がない委員については、この限りでない。

- 5 前項の合議は、同項の意見を尊重してしなければならない。
- 6 第十五条第五項の規定は、第二項の合議の議事について準用する。

(代理人及び補佐人)

- 第二十八条 当事者は、弁護士又は雇用平等委員会の承認を得た者を代理人とすることができ、当事者又は代理人は、雇用平等委員会の承認を得て補佐人とともに出席することができる。
- 2 当事者又は代理人は、雇用平等委員会の承認を得て補佐人とともに出席することができる。

(迅速な処理)

- 第二十九条 雇用平等委員会は、申立てがあつたときは、遅滞なく審査を開始し、できる限り速やかに事件の処理を図るよう努めなければならない。

第二節 初審の手続

(申立て)

- 第三十条 差別的取扱いを受けた女子は、その差別的取扱いが行われた日(継続する行為にあつてはその終了した日)から一年以内にその差別的取扱いからの救済の申立てをすることができ、

- 2 前項の申立ては、申立書を管轄地方平等委員会に提出しなければならない。

- 3 前項の申立書には、当事者の氏名、商号又は名称及び差別的取扱いを構成する具体的事実その他規則で定める事項を記載しなければならない。

- 4 第二項の申立書の様式は、規則で定める。

(不適法な申立ての却下)

- 第三十一条 地方平等委員会は、不適法な差別的取扱いからの救済の申立て(公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てを除く)で、その欠陥を補正することができないものについては、決定でこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことができる。

- 2 第三十八条第三項から第五項までの規定は、前項の決定について準用する。

(勧告)

- 第三十二条 地方平等委員会は、差別的取扱いからの救済の申立て(公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てを除く)があつた場合において、当事者双方の意見を聴いた上、相当と認めるときは、被申立人に対し、申立人を差別的取扱いから救済するため適当な措置を執るべき旨を勧告することができる。この場合においては、審問を経ないことができる。

- 2 被申立人が前項の勧告を受諾し、当事者間に当該勧告の内容に相当する合意が成立したときは、差別的取扱いからの救済の申立ては取り下げられたものとみなす。

(審問の準備)

- 第三十三条 地方平等委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し、申立ての理由の疎明を求める等適当な方法で争点及び証拠を整理し、審問の準備をすることができ、

- 2 使用者委員及び労働者委員は、審問の準備に参与することができる。

(審問)

- 第三十四条 地方平等委員会は、審問の期日を開

- き、当事者に意見の陳述をさせなければならない。

- 2 当事者は、審問に立ち会ふことができる。

- 3 使用者委員及び労働者委員は、審問に参与することができる。

(審問の公開)

- 第三十五条 審問は、公開して行う。ただし、地方平等委員会が差別的取扱いからの救済の申立てをした女子の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は手続の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(証拠調べ)

- 第三十六条 地方平等委員会は、申立てにより、又は職権で、次の各号に掲げる証拠調べをすることができ、

- 一 当事者又は証人に出席を命じて陳述させること。

- 二 鑑定人に出席を命じて鑑定させること。

- 三 事件に係る文書若しくは物件の所持人にに対し、当該文書若しくは物件の提出を命じ、又は提出された文書若しくは物件を留め置くこと。

- 四 事件に係る場所のある場所に立ち入つて、文書又は物件を検査すること。

- 2 地方平等委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見を聴かなければならない。

- 3 地方平等委員会が第一項第一号又は第二号の規定により証人に陳述させ、又は鑑定人に鑑定させるときは、これらの者に宣誓をさせなければならない。

- 4 地方平等委員会が第一項第一号の規定により当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることができる。

- 5 当事者は、審問の期日以外の期日における証拠調べに立ち会ふことができる。

- 6 第一項第四号の規定により立入検査をする公益委員は、その身分を示す証票を携帯し、関係

者から求められたときは、これを提示しなければならない。

(事実の調査)

第三十七条 地方平等委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は地方平等委員会の事務局の職員をしてこれを行わせることができる。

2 地方平等委員会が前項の事実の調査をする場合において必要があると認めるときは、地方平等委員会又はその命を受けた地方平等委員会の事務局の職員は、当事者の占有する工場、事業場その他事件に係る場所のある場所に立ち入り、事件に係る文書又は物件を検査することができる。

3 地方平等委員会は、事実の調査をしたときは、その結果について、当事者の意見を聴かなければならない。

4 前条第六項の規定は、第二項の規定により公益委員又は地方平等委員会の事務局の職員が立入検査する場合について準用する。

(認容の決定等)

第三十八条 地方平等委員会は、差別的取扱いからの救済の申立て（公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てを除く。次項において同じ。）に理由があると認めるときは、被申立人に対し、決定で申立人を差別的取扱いかから救済するため必要な措置を執るべき旨を命じなければならない。

2 地方平等委員会は、差別的取扱いからの救済の申立てに理由がないと認めるときは、決定でその申立てを棄却しなければならない。

3 前二項の決定は、文書をもつて行い、決定書には次の各号に掲げる事項を記載し、委員長及び合議に出席した公益委員がこれに署名押印しなければならない。

- 一 主文
- 二 理由
- 三 当事者

四 その他規則で定める事項

4 地方平等委員会は、第一項又は第二項の決定をしたときは、その決定書の正本を当事者に送達しなければならない。

5 第一項又は第二項の決定は、決定書の正本が当事者に送達された時に、その効力を生ずるものとする。

(勧告等の措置)

第三十九条 地方平等委員会は、公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てに理由があると認めるときは、被申立人に対し、申立人を差別的取扱いから救済するため必要な措置を執るべき旨を勧告するものとする。

2 地方平等委員会は、必要があると認めるときは、前項の勧告を受けた機関の監督庁に対し、更に必要な勧告をすることができる。

3 地方平等委員会は、第一項の申立てに理由がないと認めるときは、当事者にその旨の通知をするものとする。

4 第一項の申立てが不適法なもので、その欠陥を補正することができないものと認めるときも、また前項と同様とする。この場合においては、審問を経ないことができる。

第三節 再審査の手続

(再審査の申立て)

第四十条 地方平等委員会の決定書の正本の送達を受けた当事者は、その決定に対して、その決定書の正本の送達を受けた日から十五日以内（天災その他この期間内に再審査の申立てをしなければならぬことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に中央平等委員会に再審査の申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、再審査申立書を、初審の地方平等委員会を経由して又は直接に、中央平等委員会に提出しなければならない。

3 前項の再審査申立書には、不服の理由を記載しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、第二項の再審査

申立書の記載事項及び様式は、規則で定める。

(再審査の範囲)

第四十一条 再審査は、申し立てられた不服の範囲において行うものとする。

(再審査の決定)

第四十二条 中央平等委員会は、不適法な再審査の申立てでその欠陥を補正することができないものについては、決定でこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことができる。

2 中央平等委員会は、再審査の申立てに理由があると認めるときは、地方平等委員会の決定を取り消し、自ら決定をしなければならない。ただし、再審査申立人に不利益な決定をすることはできないものとする。

3 中央平等委員会は、再審査の申立てに理由がないと認めるときは、決定でその申立てを棄却しなければならない。

(初審の手続の準用)

第四十三条 第三十二条から第三十七条まで及び第三十八条第三項から第五項までの規定は、再審査の手続について準用する。

第四節 全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続

(全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続)

第四十四条 第二十五条第二項の規定に基づき中央平等委員会が自ら取り扱う事件の審査については、第三十一条から第三十九条までの規定を準用する。

第五章 訴訟

(専属管轄等)

第四十五条 中央平等委員会の決定に対する取消しの訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 地方平等委員会の決定に対しては、取消しの訴えを提起することができる。

(出訴期間)

第四十六条 前条第一項の訴えは、決定書の正本の送達された日から三十日以内に提起しなければならない。

ばならない。

2 前項の期間は、不変期間とする。

(緊急命令)

第四十七条 差別的取扱いからの救済の申立てについての事件における被申立人が第四十五条第一項の訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、中央平等委員会の申立てにより、決定で、原告に対し判決の確定に至るまで中央平等委員会の決定（その決定が再審査の申立てを棄却し、又は却下するものである場合には、その棄却又は却下の決定に係る地方平等委員会の決定）の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

第六章 補則

(不利益取扱いの禁止)

第四十八条 何人も、地方平等委員会に差別的取扱いからの救済の申立てをしたこと若しくは地方平等委員会の決定につき中央平等委員会に再審査の申立てをしたこと又は雇用平等委員会がこれらの申立てに係る審査をする場合に証拠を提出し、若しくは発言をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをされてはならない。

(資料提出の要求等)

第四十九条 雇用平等委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)

第五十条 雇用平等委員会は、必要があると認めるときは、行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(国会に対する報告)

第五十一条 中央平等委員会は、毎年、労働大臣を経由して国会に対し雇用平等委員会の所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を

公表しなければならぬ。

(適用関係)

第五十二条 この法律の規定は、国及び地方公共団体の公務員についても適用があるものとす。

2 前項の場合において、同項の公務員に係る差別的取扱いは該当する処分については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

3 この法律のうち第三章及び第四章の規定は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に係る差別的取扱いは適用せず、その差別的取扱いは救済の機関及び手続に關しては別に法律で定める。

(労働基準監督機関の職権)

第五十三条 賃金についての差別的取扱いは救済の申立てがあつたときは、労働基準監督機関は、その申立てについての雇用平等委員会の決定が確定するまで、その差別的取扱いは關しては、職権労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百二条の規定に基づくものを除く。の行使を中止するものとする。

(送達)

第五十四条 書類の送達については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百六十二条、第百六十九条、第百七十一条から第百七十三条まで及び第百七十七条の規定を準用する。この場合において、同法第百六十二条第一項中「執行官」とあり、同法第百七十一条第四項及び第百七十二条中「裁判所書記官」とあるのは「雇用平等委員会事務局ノ職員」と、同法第百七十三条中「第百七十条第二項又ハ前条」とあるのは「前条」と、同法第百七十七条中「裁判所」とあるのは「雇用平等委員会」と読み替へるものとす。

(不服申立ての制限)

第五十五条 第四章の規定により雇用平等委員会がした決定その他の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

い。

(費用)

第五十六条 第三十六条第一項第一号又は第二号(第四十三条及び第四十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により陳述又は鑑定を命ぜられた証人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、鑑定料その他の費用を請求することができる。

第七章 罰則

第五十七条 第三十八条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)又は第四十二条第二項の決定が確定した後においてこれに違反した者は、二年以下の禁錮若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十八条 第十四条第一項(第二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第三十六条第三項(第四十三条及び第四十四条において準用する場合を含む。)の規定により宣誓した証人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上五年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第四十八条の規定に違反して不利益な取扱いをした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がなくて第三十六条第一項第一号又は第二号(第四十三条及び第四十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して出頭せず、又は陳述若しくは鑑定を拒んだ者

二 正当な理由がなくて第三十六条第一項第三号(第四十三条及び第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して文書又は物件を提出しなかつた者

三 正当な理由がなくて第三十六条第一項第四号(第四十三条及び第四十四条において準用

する場合を含む。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 正当な理由がなくて第三十六条第三項又は第四項(第四十三条及び第四十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して宣誓を拒んだ者

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第五十七条、第六十条又は前条第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十三条 第三十六条第四項(第四十三条及び第四十四条において準用する場合を含む。)の規定により宣誓した当事者が、虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第四十七条の規定による裁判所の命令に違反した者は、十万円(当該命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の不履行の日数一日につき十万円の割合で算定した金額)以下の過料に処する。

第六十五条 正当な理由がなくて第三十七条第二項(第四十三条及び第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した当事者は、三万円以下の過料に処する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(最初に任命される公益委員の任命についての特別)

第二条 この法律の施行後最初に任命される中央平等委員会の公益委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第十条第二項及び第三項の規定の例による。

(最初に任命される委員の任期)

第三条 この法律の施行後最初に任命される中央

平等委員会の委員の任期は、第十二条第一項本文の規定にかかわらず、労働大臣の指定するところにより、使用者委員、労働者委員及び公益委員のうち各二人は一年、各二人は二年、各二人は三年とする。

2 この法律の施行後最初に任命される地方平等委員会の委員の任期は、第二十三条第一項において準用する第十二条第一項本文の規定にかかわらず、都道府県知事の指定するところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる期間とする。

一 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各六人の場合 各二人は一年、各二人は二年、各二人は三年

二 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各八人の場合 各二人は一年、各三人は二年、各三人は三年

三 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各十人の場合 各三人は一年、各三人は二年、各四人は三年

四 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各十二人の場合 各四人は一年、各四人は二年、各四人は三年

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加える。

第七十五条第一項中「以て」を「もつて」に改め、「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第九十八条第一項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第九十九条第一項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第二十條第二項中「基いて」を「基づいて」に、「左の通り」を「次のとおり」に、「公共企業体等

六号)
一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に關

（第一八二〇号）

第一六一九号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 滋賀県大津市松原町三ノ六全建設

省労働組合琵琶湖支部内 大下正

和外二十二名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一四五八号と同じである。

第一六二〇号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 愛知県岩倉市大地町蔵本二ノ二

石井直孝 外四千三名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第一六二二号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 愛知県犬山市犬山相生五ノ一五

渡原好枝 外二千一名

紹介議員 桑 豊君

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第一六二二号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 名古屋市中区上飯田南町四ノ一

三 正林芳子 外二千一名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第一六二八号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 島根県平田市東福町一、〇八〇

常松亮平 外一万二千名

紹介議員 龜井 久興君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六二九号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 岡山県津山市林田町二 岡本一男

外四千八百名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六三〇号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 鳥取市川端一丁目 多久二郎 外

三千六百名

紹介議員 小林 国司君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六三一号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町萩原二、七〇

一 籠谷君江 外四千八百名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六三二号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 徳島県小松島市立江町北城二 浜

哲 外三千六百名

紹介議員 内藤 健君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六三三号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 神戸市垂水区塩屋北町四ノ二九七

ノ九四 米長紘一郎 外三千六百

名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六三四号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 香川県高松市城東町二ノ二ノ三

龜山巧 外四千八百名

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六三五号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町竜田三ノ三ノ

七 山森忠雄 外四千八百名

紹介議員 堀内 俊夫君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六三六号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡串本町潮岬一、

五四五ノ一 小島とし子 外四千

八百名

紹介議員 前田 勲男君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六三七号 昭和五十八年三月十一日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 香川県小豆郡内海町安田二〇九

高橋隆次 外四千八百名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六四五号 昭和五十八年三月十二日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 福岡市中央区今川二ノ九ノ一一

岩橋カヲノ 外二万四千名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六四六号 昭和五十八年三月十二日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 佐賀市高木瀬町東高木七二八ノ一

三 副島良一 外一万二千名

紹介議員 大坪健一郎君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六四七号 昭和五十八年三月十二日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 福岡市早良区内野九〇〇ノ一六六

宮野征次 外二万四千名

紹介議員 藏内 修治君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六四八号 昭和五十八年三月十二日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 宮崎県西丸山町一ノ五〇 加藤ト

シ 外二千二百名

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六四九号 昭和五十八年三月十二日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 熊本市小山町一、〇三七 池永敏

一 外四千八百名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六五〇号 昭和五十八年三月十二日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 高知市梅ノ辻三ノ二 山崎慶治

外二千四百名

紹介議員 谷川 寛三君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六五一号 昭和五十八年三月十二日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 長崎市若見町八ノ一 良本峯夫

外四千八百名

紹介議員 中村 楨二君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六五二号 昭和五十八年三月十二日受理

優生保護法の一部改正等に関する請願

請願者 長崎市大井手町五三 岩岡ヒサ子

外三千六百名

紹介議員 初村龍一郎君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六五三号 昭和五十八年三月十二日受理

優生保護法の改正に関する請願
請願者 佐賀市材木一ノ二ノ一七 服部サ
ミ 外四千八百名

紹介議員 福岡日出磨君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一六五四号 昭和五十八年三月十二日受理

優生保護法の改正に関する請願
請願者 熊本市島崎七ノ一〇ノ四二 吉永
教義 外四千八百名

紹介議員 三浦 八水君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一七二〇号 昭和五十八年三月十四日受理

優生保護法第十四条の改正反対等に関する請願
請願者 京都市上京区一条通御前西入西町
九三ノ三新日本婦人の会京都府本
部内 品角小文 外四百三十六名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一五九一号と同じである。

第一七二四号 昭和五十八年三月十四日受理

優生保護法第十四条の改正反対等に関する請願
請願者 京都市右京区西院久田町七三 中
村こずゑ 外六百三十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一五九〇号と同じである。

第一七二五号 昭和五十八年三月十四日受理

原子爆弾被害者等の援護法制定に関する請願
請願者 名古屋市千種区神田町三一ノ一〇
辻正義 外千名

紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第一七二六号 昭和五十八年三月十四日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願
請願者 埼玉県大宮市三橋六ノ一、七三三
有有限会社我妻看護婦家政婦紹介所
代表取締役 我妻ふみえ 外二百
名

紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一七二七号 昭和五十八年三月十四日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 岡山県英田郡作東町江見二五四
岩本佐都 外二十五名

紹介議員 木村 睦男君
この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第一七三〇号 昭和五十八年三月十四日受理

交通災害、労働災害・職業病をなくし、被災者の医療と生活、職場(社会)復帰の保障に関する請願
請願者 大阪府堺市錦之町一丁二ノ二一
石谷徳次郎 外七百三十名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一五九一号と同じである。

第一七三三号 昭和五十八年三月十四日受理

優生保護法の一部改正反対に関する請願
請願者 大阪府交野市森南三ノ四一ノ七
西村広美 外五百七十九名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一二三〇号と同じである。

第一七四九号 昭和五十八年三月十五日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(二通)
請願者 静岡県清水市横砂八四七 向井ゆ
き子 外三十名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。

第一七六〇号 昭和五十八年三月十五日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

二、企業に対する予防対策の義務づけや罰則を強める法的措置と、労働災害、職業病の多発事業所を強力に取り締まることのできる法的措置を講ずること。

三、労資対等の決定原則に基づいた安全作業基準の確立を法律で義務づけること。

四、労働者災害補償保険法の療養の範囲を広げ、予防給付の新設と職場復帰訓練(リハビリテーション)を療養の範囲に入れ、事業主に職場復帰訓練を義務づけること。そして治療中心の今の労災医療を予防、治療、社会復帰(リハビリテーション)を統一した治療・労災医療制度に改善すること。

五、破産・倒産及び受入れ困難な中小零細企業のむちうち症、頸肩腕障害等の神経障害による部分的労働能力喪失者の職場復帰促進のために身体障害者雇用促進法に準じた企業管理手当、職場適応訓練手当等を職場復帰訓練通達(昭和四十八年十一月五日第五九三三)にとり入れ、賃下げなしで身体状況に見合った仕事の保障等を内容とした法制度を制定すること。

六、労働基準法第十九条の解雇制限解除による首切りは病気が完治するまで適用を禁止するよう改善すること。また、労災申請前の解雇を無効にすること。

七、神経障害に医療効果のあるはり・きゅう治療は主治医の意見を尊重し、治療期間、治療回数などの制限をやめて完治まで認めること。また、患者の実態に即してはり・きゅう以外の理学療法を含めた各種治療法の併用を認めるよう療養の範囲を拡大すること。

八、付添看護料、ベッド差額、移送費及び温泉療法、体操療法等主治医の意見による治療費は労災保険で全額支給すること。

九、患者の訴えを尊重し、働けるようになるまで生活を保障し、完全に治るまで治療を打ち切らないこと。

十、労災認定に関しては企業の立証責任制を確立し、企業が明白な証拠をもって反証しない限り業務上とすること。

十一、「労災・職業病かくし」と「健保ながし」をやめさせ、労災補償を完全に実施すること。また、医師選択の自由を患者に保障すること。

十二、労災・職業病患者の最低補償を大幅に引き上げ、休業補償は百パーセント支給とし、スライドは賃金、物価に応じて実施すること。

十三、中小零細企業が負担する労災保険料を少なくし、大企業から多くとする累進制に改めること。

十四、軍事實費を削減してむちうち症、頸肩腕障害等のいわゆる神経障害の治療法確立のための研究体制を拡充すること。

業務上とすること。

第一七三二号 昭和五十八年三月十四日受理

優生保護法の一部改正反対に関する請願
請願者 大阪府堺市榎塚台三丁一ノ二四ノ
五〇三 植田智子 外六千九百
六名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第一七三三号 昭和五十八年三月十四日受理

優生保護法の一部改正反対に関する請願
請願者 大阪府交野市森南三ノ四一ノ七
西村広美 外五百七十九名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一二三〇号と同じである。

第一七四九号 昭和五十八年三月十五日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(二通)
請願者 静岡県清水市横砂八四七 向井ゆ
き子 外三十名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。

第一七六〇号 昭和五十八年三月十五日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

第七部 社会労働委員会会議録第六号 昭和五十八年三月三十一日【参議院】

願 請願者 東京都江東区東陽一ノ五ノ一 川又幸子 外四名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第一七六三号 昭和五十八年三月十六日受理

優生保護法改正反対に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町一、三一八 袴田啓子 外六十九名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第一七六四号 昭和五十八年三月十六日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

請願者 東京都大田区大森北三ノ二九ノ七 本田年子 外六十四名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第一七六五号 昭和五十八年三月十六日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(二通)

請願者 愛知県豊橋市大岩町北山 木村ヨシ子 外二千一名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第一七六六号 昭和五十八年三月十六日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 神戸市兵庫区本町一ノ三ノ二四ノ五〇二 浜口喜美子 外三千四百五十一名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第一七七七号 昭和五十八年三月十六日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

請願者 東京都江東区東陽一ノ五ノ一 川又幸子 外四名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

願 請願者 横浜南区永田北二ノ四四ノ二 横田訓代 外四十五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第一七七八号 昭和五十八年三月十六日受理

保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会内 出井真有 外千六百三名

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一七七九号 昭和五十八年三月十六日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 沖縄県那覇市首里大甲町一ノ三二ノ四 池城安正 外三千六百名

紹介議員 稲嶺 一郎君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一七八〇号 昭和五十八年三月十六日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡姶良町下名一、一四三 池田チヨ 外千二百名

紹介議員 金丸 三郎君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一七八一号 昭和五十八年三月十六日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 宮崎県延岡市中三輪町一、九六九 中島計治 外三千六百名

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一七八二号 昭和五十八年三月十六日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 鹿児島市武岡一ノ二ノ一市営住宅

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

四、四四六 貢正一 外二千四百名

紹介議員 川原新次郎君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一七八三号 昭和五十八年三月十六日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 鳥取県境港市渡町一、八六一ノ一 松本清之 外四千八百名

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一七八四号 昭和五十八年三月十六日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 鳥取県高松郡青谷町青谷四、三三八 田中平蔵 外四千八百名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一七八五号 昭和五十八年三月十六日受理

老人保健対策の充実に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県議会内 高橋清孝

紹介議員 岩崎 道行君

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、老人保健法が施行されたが、この事業が円滑かつ効果的に推進できるよう、老人保健対策に関し次の事項について充実を図るよう強く要望する。

一、市町村保健体制を充実すること。

二、保健所機能を整備すること。

三、保健事業従事者の教育、研修を強化すること。

四、検診機関の機能を整備すること。

五、保健調査事業を充実すること。

第一八〇五号 昭和五十八年三月十七日受理

優生保護法改正反対に関する請願(三通)

請願者 東京都中野区上高田一ノ三七ノ二

紹介議員 岩崎 道行君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

〇 小竹直子 外百五十名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第一八〇六号 昭和五十八年三月十七日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(二通)

請願者 千葉県柏市中新宿二ノ一一ノ六 伊達恵子 外百十一名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第一八〇七号 昭和五十八年三月十七日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 名古屋市中区元柴田西町一ノ一 古賀美保子 外千名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第一八〇八号 昭和五十八年三月十七日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(四通)

請願者 東京都練馬区桜台五ノ四〇ノ三 本尾良 外百九十名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第一八一九号 昭和五十八年三月十七日受理

国立腎センター設立に関する請願

請願者 大阪府住吉区東粉浜三ノ八ノ五 新谷博康

紹介議員 香取タケ子君

腎炎・ネフローゼの原因の究明と治療法の確立、並びに治療機関として、「国立腎センター」を早急に開設されたい。

理由

腎炎・ネフローゼは、腎臓の糸球体等が侵される病気で、五年・十年・あるいは一生という極めて長期間の治療を必要とするばかりでなく、いつ悪

化して死亡するかわからない難病である。この病
気は、戦後、幼児・児童・生徒の間に急激に増え
続け、長期欠席児童の第一位を占めており、学齡
期にある子どもたちは、病院で家庭で、不安と焦
燥の苦しい暗い毎日を送っている。また、このよ
うな子を持つ親の精神的苦悩と経済的負担は、想
像に絶するものがある。しかも、この病気の原因
が不明であるうえ、治療法も確立されておらず、
いつ治るともわからない、全く不安な状態に放置
されている。

第一八二〇号 昭和五十八年三月十七日受理
優生保護法の一部改正反対に関する請願
請願者 大阪市住吉区上住吉一ノ六ノ四八
山下寿子 外二十八名
紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一二二〇号と同じである。

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、育児休業法案(本岡昭次君外二名発議)

育児休業法案

(目的)

第一条 この法律は、育児休業について最低の基
準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を
保障することにより、その労働者の負担の軽減
と継続的な雇用の促進とを図り、もつて労働者
の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「労働者」、「使用者」又
は「賃金」とは、労働基準法(昭和二十二年法律
第四十九号)第九条から第十一条までに規定す
る労働者(船員法(昭和二十二年法律第百号)第
一条に規定する船員を除く)、使用者又は賃金
をいう。

2 この法律において「育児休業」とは、労働者が
その一歳に満たない子を養育するための休業を
いう。

いう。

(育児休業)

第三条 使用者は、労働者が育児休業を請求した
ときは、その請求を拒んではならない。

2 前項の請求は、一の期間を定めてしなければならない。

3 使用者は、父又は母の一方が第一項の請求を
した場合において、他の一方の次の各号の一に
該当する期間については、同項の規定にかかわ
らず、その請求を拒むことができる。

一 その請求に係る子について育児休業(他の
法律の規定によりその子を養育するための休
業を含む)をする期間

二 職業に就いていないときでその請求に係る
子と同居する期間(負傷、疾病その他やむを
得ない事由によりその請求に係る子を養育す
ることができない期間並びに出産の日後四十
二日間及び出産の予定日前四十一日から出産
の日までの期間を除く。)

4 前項の規定は、労働者がその二人以上の子に
ついて第一項の請求をした場合は適用しない。

5 使用者は、労働者が第一項の請求をした場合
において、当該労働者に対して既にその請求に
係る子について育児休業を認めたことがあると
きは、特別の事情があるときを除き、同項の規
定にかかわらず、その請求を拒むことができ
る。

(育児休業の期間の延長)
第四条 使用者は、労働者が育児休業の期間の延
長を請求したときは、その請求を拒んではな
らない。ただし、第二回目以後の期間の延長の請
求については、特別の事情がない場合は、この
限りでない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の請求
について準用する。この場合において、同条第
三項中「同項」とあるのは、「第四条第一項」と、同
条第四項中「前項」とあるのは、「第四条第二項に
おいて準用する前項」と読み替えるものとする。
(この法律違反の契約)

第五条 この法律で定める基準に達しない育児休
業について定める労働契約は、その部分につい
ては無効とする。この場合において、無効とな
った部分は、この法律で定める基準による。

(不利益取扱いの禁止)
第六条 使用者は、育児休業を理由として、労働
者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしては
ならない。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)
第七条 労働基準監督署長及び労働基準監督官
は、労働省令で定めるところにより、この法律
の施行に関する事務をつかさどる。

第八条 労働基準監督官は、この法律の規定に違
反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年
法律第百三十一号)の規定による司法警察員の
職務を行う。

(報告等)
第九条 都道府県労働基準局長、労働基準監督署
長又は労働基準監督官は、この法律を施行する
ため必要があると認めるときは、労働省令で定
めるところにより、使用者又は労働者に対し、
必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずること
ができる。

(立入検査)
第十条 労働基準監督官は、この法律を施行する
ため必要があると認めるときは、事業場に立ち
入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他
の物件を検査することができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し
なければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解釈してはな
らない。

(労働者の申告)
第十一条 労働者は、使用者にこの法律の規定に
違反する事実があるときは、その事実を都道府
県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基
準監督官に申告することができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由とし
て、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱い
をしてはならない。

(育児休業の期間中の給付)
第十二条 育児休業をした労働者に対しては、別
に法律で定めるところにより、当該育児休業の
期間中、賃金の額の百分の六十に相当する額の
給付を行うものとする。

(罰則)
第十三条 第三条第一項、第四条第一項、第六条
又は第十一条第二項の規定に違反した者は、六
月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す
る。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、三十万
円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定による報告をせず、若しくは
虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

二 第十条第一項の規定による立入り若しくは
検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同
項の規定による質問に対して答弁をせず、若
しくは虚偽の答弁をした者

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代
理人、使用人その他の従業者が、その法人又は
人の業務に関して、前二条の違反行為をしたと
きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に
対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を経
過した日から施行する。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施
設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休
業に関する法律の廃止)
2 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施
設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休
業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)
は、廃止する。

(労働基準法の一部改正)
3 労働基準法の一部を次のように改正する。

第七部 社会労働委員会会議録第六号 昭和五十八年三月三十一日【参議院】

第十二条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

五 育児休業法（昭和五十八年法律第百八号）第三条又は第四条の規定によつて休業した期間

第三十九条第五項中「及び産前産後」を「産前産後」に改め、「よつて休業した期間」の下に「及び労働者が育児休業法第三条又は第四条の規定によつて休業した期間」を加える。

（国会職員法の一部改正）

4 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「昭和四十七年法律第五十七号」の下に「の規定並びに育児休業法（昭和五十八年法律第百八号）第七條から第十一條までの規定」を加え、「これらに基く」を「これらの規定に基く」に改める。

（国家公務員法の一部改正）

5 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）」を「及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定、育児休業法（昭和五十八年法律第百八号）第七條から第十一條までの規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の規定」に、「これらの法律に基いて」を「これらの規定に基いて」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

6 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「及び第百二条の規定」の下に「育児休業法（昭和五十八年法律第百八号）第八條の規定」を、「労働基準法第百二条の規定」の下に「育児休業法第八條の規定」を加え、同条第四項中「労働安全衛生法」を「育児休業法、労働安全衛生法」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

7 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「（昭和四十七年法律第五十七号）」の下に「の規定並びに育児休業法（昭和五十八年法律第百八号）第七條から第十一條までの規定」を加え、「これらに基く」を「これらの規定に基く」に改める。

（労働省設置法の一部改正）

8 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の三 育児休業法（昭和五十八年法律第百八号）に基いて、使用者又は労働者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。

第八条第一項第十四号中「賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「育児休業法」を加える。

第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項中「賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「育児休業法」を加える。

第十五条第一項中「労働安全衛生法」を「育児休業法（これに基く命令を含む）、労働安全衛生法」に改める。

第十六条第一項の表地方労働基準審議会の項中「賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「育児休業法」を加える。

第十七条第一項中「労働安全衛生法」を「育児休業法（これに基く命令を含む）、労働安全衛生法」に改める。

（関係法律の整備等）

9 附則第三項から前項までに規定するものほか、この法律の施行及び附則第二項の法律の廃止に伴う関係法律の整備等については、別に法律で定める。

昭和五十八年四月十一日印刷

昭和五十八年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D